

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 5 年 6 月 26 日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 〒271-0091

住 所 千葉県松戸市本町18-4NBF松戸ビル5F

氏 名 (株)AQ Group 千葉支店 支店長 山田

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 047-308-7061

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	(株)AQ Group 千葉支店
事業場の所在地	千葉県内の各建設現場 (管轄支店所在地：千葉県松戸市本町18-4NBF松戸ビル5F)
計画期間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	45億円 (令和4年度 売上高)
③ 従業員数	104人 (令和5年6月1日時点)
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>【主な処理の工程】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃プラスチック類 → 破碎/圧縮 → 再利用または安定型埋立</li> <li>・紙くず → 破碎/圧縮 → 再利用</li> <li>・木くず → 破碎 → 再利用</li> <li>・金属くず → 破碎 → 再利用</li> <li>・ガラス、陶磁器屑 → 破碎 → 再利用または安定型埋立</li> <li>・がれき類 → 破碎 → 再利用または安定型埋立</li> </ul> <p>※収集運搬及び中間処分・最終処分を業者に委託 (委託先処理業者により内容は若干異なる)</p>

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

東 関 東	千葉支店	支店責任者	支店長	支店責任者	工務次長	支店担当	工務課長
		業務責任者		管理課長	業務担当者	各担当者	
	つくば支店	支店責任者	支店長	支店責任者	工務次長	支店担当	工務課長
		業務責任者		管理課長	業務担当者	各担当者	

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	排出量	別紙参照	t
	(これまでに実施した取組) ・梱包資材の簡素化 ・実寸発注の実施（木くず削減） ・余剰材の回収（金属他）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	排出量	別紙参照	t
	(今後実施する予定の取組) ・梱包レスの推進 ・余剰材回収品目の拡大 ・工場加工品目および内容の見直し		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 木くず、ダンボール、石膏ボードはそれぞれに袋にて分別
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別品目を細分化し、廃プラスチック、がれき類についても分別

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	該当なし	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	該当なし	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	該当なし	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	該当なし	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	該当なし	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	該当なし	t
(今後実施する予定の取組)			

## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	該当なし	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	該当なし	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	全処理委託量	別紙参照	t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙参照	t
	再生利用業者への処理委託量	別紙参照	t
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙参照	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙参照	t
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託基準に沿って、基準を厳守できる業者の選定。</li> <li>・電子マニフェストの完全運用及び管理。</li> </ul>		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	全処理委託量	別紙参照	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	別紙参照	t
	再生利用業者への 処理委託量	別紙参照	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	別紙参照	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	別紙参照	t
	(今後実施する予定の取組) ・再生利用・熱回収が可能である廃棄物は、専門業者への委託切替。 ・可能な限り優良認定処理業者から選定する		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

